## ノートパソコン貸与申請書兼物品借用書

| 令和 | 年 | 月 | 月 |
|----|---|---|---|
|----|---|---|---|

至学館大学 至学館大学短期大学部 学長 殿

ノートパソコンの貸与を希望します。

また、ノートパソコン借用の際は、裏面の借用事項を順守します。

## 申請者

| 研究科・専攻・<br>学部・学科・学年 |          |     |    | 研究科<br>学 部   | 専攻<br>学科                            | 年<br>        |
|---------------------|----------|-----|----|--|-------------------------------------|--------------|
| 学                   | 籍        | 番   | 号  |  |                                     |              |
| 氏                   |          |     | 名  |  |                                     |              |
| 貸                   | 与        | 理   | 由  | 該当する項目の□に√を記入する。 □ 自宅(下宿を含む)に PC やタブレット端末だ □ ひとり親世帯である。 □ PC・タブレット端末はあるが、兄弟姉妹が児り、自身の学習に利用できない。 □ 住民税非課税世帯若しくは高等教育の修学支護者である。 □ 学資を主として負担している者が失職等によている。 □ 学資を主として負担している者の収入が新型症流行前と比べ減少した。 □ アルバイト収入が新型コロナウイルス感染症にた。 □ その他( | 童・生徒・<br>援新制度の <br>り、経済的 <br>コロナウイ/ | 支給対象に困窮しルス感染 |
| 連                   | <b>糸</b> | 各   | 先  | 携帯電話:  |                                     |              |
| メー                  | ールフ      | アドロ | ノス |  |                                     |              |

PC 番号

証紙貼付欄

## 借用事項

- 1. 被貸与者への貸与期間は原則卒業・修了までとし、遅滞なく学務課に返却するものとする。
- 2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗 難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について、全ての責任を負うものとする。
- 3. 被貸与者は、貸与機材の故障や災害及び盗難等に備え、動産保険に加入するものとする。
- 4. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
- 5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
- 6. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としはならない。
- 7. 被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸 与若しくは自己使用してはならない。
- 8. 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要な OS のセキュリティ対策を行い、ウィルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
- 9. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
- 10. 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わなければならない。また、休学、退学及び除籍等貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
- 11. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わなければならない。
- 12. 貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。(貸与機材は返却後直ちに初期化する。)